

民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

平成 29 年 5 月 25 日

参議院法務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一～五（略）

六 譲渡禁止特約付債権の譲渡を認めることについては、資金調達の拡充にはつながらないのではないかという懸念や、想定外の結果が生じ得る可能性があることを踏まえ、更に幅広い議論を行い、懸念等を解消するよう努めること。

七～十二（略）

右決議する。